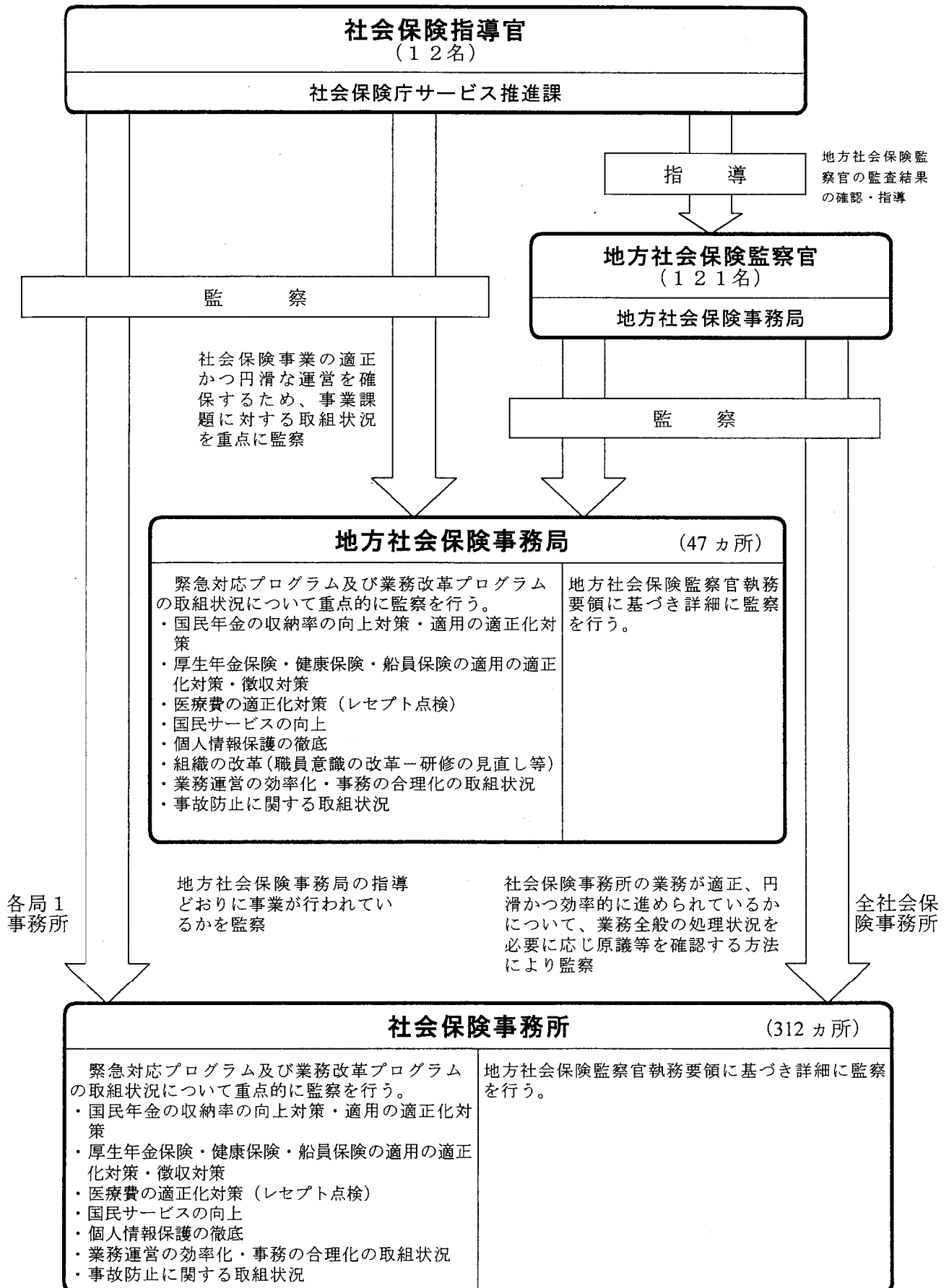


社会保険指導官及び地方社会保険監察官の職務内容・体制について



※上記のほか、特に必要と認められる場合には、特別監察を実施する。

監査業務のブロック化の先行実施

事務局のブロック化については、可能なものは平成18年度から前倒し実施することとされているため、監査業務についてのブロック化を先行実施する。

- ① 121名の地方社会保険監察官を、平成18年10月から、9ブロックの「ブロック担当事務局」に配置する。
- ② 各ブロックに、「統括地方社会保険監察官」を置く。
- ③ 出身県の監査は担当しないルールとする。

<本庁と地方の監察官の役割分担案>

